

面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校教育目標達成への意欲醸成、資質能力の伸 ・評価結果の本人開示 ・成就感、達成感の高揚、次年度への意欲喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める自己申告書を作成するとともに、評価に際して自己評価を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

令和4年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	令和4年4月1日
扶養手当の見直し	・子にかかる手当額を国に準じた額に引上げ(9,200円→10,000円)	令和5年4月1日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・勤勉手当の支給割合を年0.15月分引上げ	令和4年12月1日
定年引上げに伴う措置	・定年前再任用短時間勤務職員等の再任用職員の給料及び期末・勤勉手当を定年引上げの対象となる職員と均衡させる。 ・50歳を超える職員の昇給の標準号給数を国と同数(現行の2号給を4号給(55歳を超える職員は現行の1号給を0号給))とする。	令和5年4月1日
救急医療機関勤務臨時手当の拡充(病院局)	・看護師への手当額の引上げ(2,500円→10,300円)	令和5年3月30日 (令和4年10月1日に遡及して適用)

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等(いわゆる「わたり」)の見直し	・職責や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級(4級を廃止)[1～2級] 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級(6級を廃止)[3級] 主査：7～8級→廃止(8級は平成13年度から凍結) ※[]は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 (経過措置：平成23年3月31日まで)
給与構造改革における経過措置額の廃止	・平成18年給与構造改革における経過措置(現給保障)の廃止 ・廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正(行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ)	平成24年4月1日 (人事委員会勧告を受けて実施) (経過措置：平成25年3月31日まで)
海事職給料表の新設	・船員に対する海事職給料表の新設(行政職給料表から海事職給料表へ切替え) ・航海手当(特殊勤務手当)の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・旅行手当の廃止	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・初任給の引上げ (行政職大卒の場合：1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) ・50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は2号給から1号給)に抑制	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	・職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	・支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・手当の廃止：手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) ・支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) ・手当の減額(医療業務手当) ・運転免許技能試験手当の廃止	平成18年4月1日 平成19年4月1日
その他の手当の適正化	・給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・へき地手当の支給率の引下げ(4/100→16/100→1/100～6/100) ・特地勤務手当の廃止	平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	・行政職1～5級[1～3級]相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) ・職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級[3級]相当	平成17年9月1日 (経過措置：平成23年3月31日まで)

	とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	
退職手当の水準 引下げ	・ 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）に引下げ ・ 平成20年度に給料月額額の減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 ・ 退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ	平成25年4月1日
		平成30年4月1日

（注）上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

（2）人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和3年度 の人件費率
令和4年度	546,558人	383,422,974千円	14,223,252千円	93,418,047千円	24.4%	23.9%

（注）1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

（3）職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	10,455人	42,451,215千円	7,424,340千円	15,465,479千円	65,341,034千円	6,250千円

（注）1 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員的人数は含みません。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

（4）給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)
令和4年度	346,146円	344,977円	1,169円 (0.34%)	346,131円 (0.33%)

（注）「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)
令和4年度	4.08月	3.95月	0.13月	4.10月 (0.15月)

（注）「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（参考）特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、令和4年度の本県の支給月数は都道府県中47位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数 (改定後)
	改定前	改定後		
平成30年度	4.00月	据置	4.01月	4.45月
令和元年度	4.00月	4.05月	4.03月	4.50月
令和2年度	4.05月	4.00月	3.99月	4.45月
令和3年度	4.00月	3.95月	3.95月	4.30月
令和4年度	3.95月	4.10月	4.08月	4.40月

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

（ア）給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

（イ）給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き（調整）。

(ウ) 経過措置（現給保障）
平成31年3月31日までの4年間実施。

イ 地域手当の見直し（実施時期 平成27年4月1日）
段階的に支給割合を引上げ（鳥取県内は支給なし）。
※国は給与改定後、平成27年4月1日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成28年1月1日から支給割合を引上げ（引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ）。

ウ その他の見直し内容（実施時期 平成27年4月1日）
管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
（令和5年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。）

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	317,487円	389,212円 343,394円	43.0歳	325,980円	439,972円 352,543円	37.4歳	383,423円	420,232円 402,249円	46.5歳
都道府県平均	320,171円	411,612円	42.6歳	325,987円	465,679円	38.8歳	370,141円	431,828円	44.8歳
国	323,711円	405,049円	42.7歳	320,437円	379,615円	41.4歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	359,747円	392,892円 378,072円	42.7歳	312,515円	371,644円 335,349円	41.8歳	407,917円	913,291円 771,495円	38.2歳
都道府県平均	354,106円	409,261円	42.1歳	351,174円	423,704円	43.6歳	453,376円	970,012円	44.4歳
国	—	—	—	405,467円	561,749円	46.6歳	507,742円	840,532円	52.8歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海事職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	303,435円	365,078円 327,760円	41.4歳	295,859円	349,961円 312,734円	40.9歳	343,617円	386,811円 370,311円	45歳
都道府県平均	322,189円	420,446円	42.3歳	309,212円	423,549円	40.6歳	—	—	—
国	312,940円	357,805円	46.5歳	319,817円	358,479円	47.7歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	311,388円	337,322円	322,487円	54.3歳	76人	—	—	—	—	—	—
学校技能班長等	307,048円	326,656円	317,028円	53.6歳	25人	236.6千円	49.1歳	1.38	5,127.7千円	3,187.9千円	1.61
その他	313,516円	342,550円	325,163円	54.6歳	51人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	313,167円	367,167円	—	53.8歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。

- 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
- 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
- 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
- 都道府県平均の数値は令和4年4月1日現在、国の数値は令和5年1月15日現在のものです。
- 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成31年～令和3年の平均）。
- 学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等について完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：円）

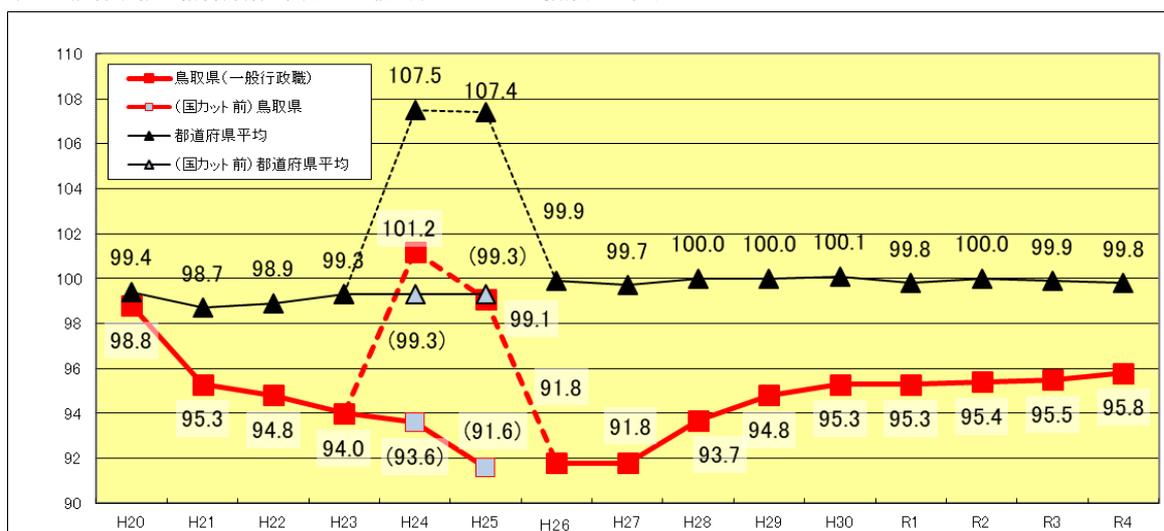
区分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	191,700
	高校卒	158,900
警察職	大学卒	222,200
	高校卒	181,100
高等学校教育職	大学卒	214,200
	高校卒	170,500
小・中学校教育職	大学卒	214,200
	高校卒	170,500
研究職	大学卒	198,900
医師等医療職	大学6卒	309,300
薬剤師等医療職	大学6卒	216,600
	大学卒	197,800
	短大3卒	187,700
看護師等医療職	短大3卒	213,200
海事職	大学卒（航海士等）	235,900
	大学卒（甲板員等）	221,000
現業職	高校卒	154,600

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区分	経験年数		10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
	一般行政職	大学卒	267,674円	338,917円	359,090円	376,621円	401,680円
	高校卒	234,550円	295,172円	335,342円	345,512円	394,665円	
警察職	大学卒	290,124円	385,018円	398,250円	434,425円	410,608円	
	高校卒	263,539円	339,138円	383,288円	402,667円	421,794円	
高等学校教育職	大学卒	300,119円	374,387円	394,700円	411,608円	422,534円	
	高校卒	—	※1 290,780円	※2 320,875円	353,820円	※3 355,825円	
小・中学校教育職	大学卒	308,689円	372,394円	388,999円	403,220円	409,020円	
研究職	大学卒	※4 273,300円	310,400円	354,517円	397,557円	392,760円	
薬剤師等医療職	大学卒	※5 268,500円	※6 353,100円	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	※7 329,767円	—	

(注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 ※1から※7までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 ※1：22年、※2：27年、※3：36年、※4：11年、※5：12年、※6：21年、※7：31年
 3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額（ラスパイレス指数）の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です（各年4月1日現在）。
 100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
 2 平成24年度及び25年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレス指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレス指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし。

なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

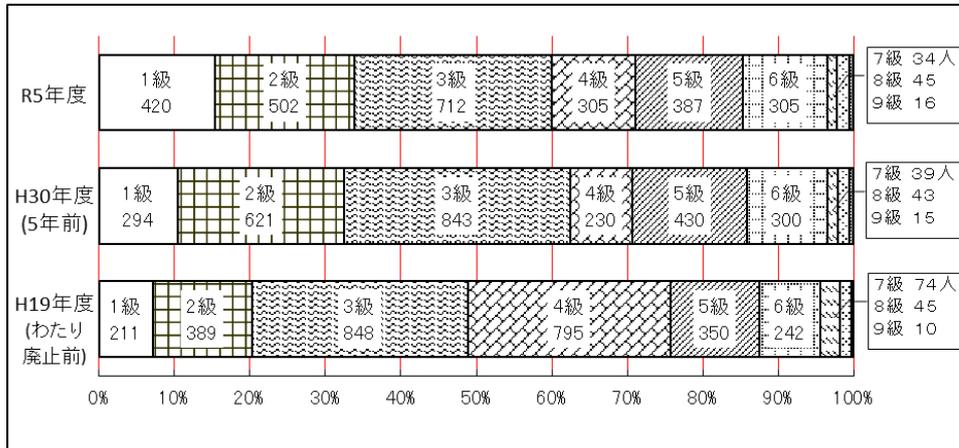
区分	標準的な職内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	420	15.4%	150,100 円	247,600 円
2級(3級)	主事及び技師	502	18.4%	198,500 円	304,200 円
3級(4・5級)	係長	712	26.1%	234,400 円	351,500 円
4級(6級)	課長補佐	305	11.2%	266,000 円	381,000 円
5級(7級)	課長補佐	387	14.2%	290,700 円	393,000 円
6級(8級)	課長	305	11.2%	319,200 円	409,200 円
7級(9級)	課長	34	1.2%	362,900 円	442,200 円
8級(10級)	次長	45	1.7%	408,100 円	467,100 円
9級(11級)	部長	16	0.6%	458,400 円	522,200 円

(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。

2 ()内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。

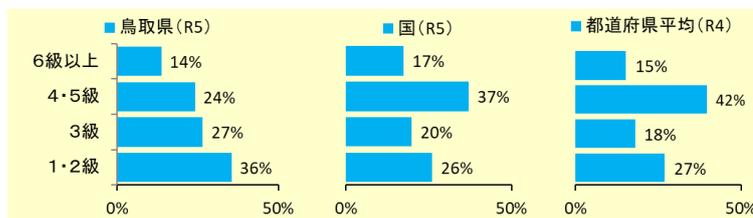
3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



(注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

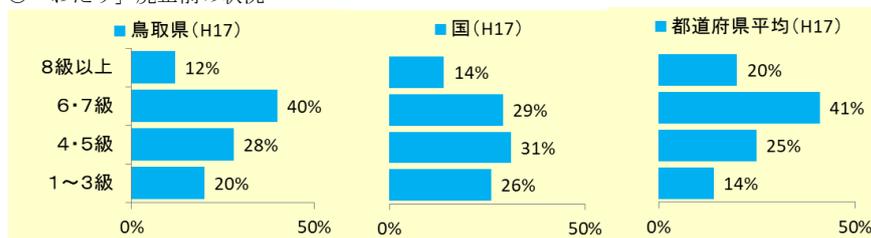
イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



(注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象になっていません。

2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（(6)注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」廃止前の状況



(注) 1 「わたり」の廃止とは

「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならないことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。

- 平成17年当時の行政職給料表の職務の級は11級までありました。当時の1～3級、4・5級、6・7級、8級以上がそれぞれ現在の1・2級、3級、4・5級、6級以上に対応します。
- 都道府県平均の数値は、平成17年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象となっていません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 (給与構造改革による給与切替後)	見直し後(経過措置)		制度 完成後
			H19.4.1	H20.4.1 (H23.4.1までの4年間給料 月額の激減緩和措置あり)	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、 4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（令和4年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層	区分	昇給区分					
		I 極めて 良好	II 特に良好	III 良好 (標準)	IV やや不良	V 不良	
非管理職 (課長補佐級 以下)	人事評価			S～B C(単年)	C (2年連続)	D	
	昇給 号給数	50歳を超えない職員		4	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員		2	1	0	
		55歳を超える職員		1	0	0	
	初任層職員		5	2	0		
管理職 (課長級以上)	人事評価		S、A	B	C	D	
	昇給 号給数	50歳を超えない職員		6	3	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0
		55歳を超える職員		2	1	0	0

- 非管理職については、基本的にⅢを適用しています。ただし、人事評価がC又はDの場合には、Ⅳ以下の適用があります。
- 管理職については、人事評価に基づきⅡ～Ⅴの適用があります。
- 評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より1区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、Ⅳ又はⅤに決定します。（非管理職及び管理職共通）
- 知事部局の管理職層において、Ⅱ以上に決定された職員の割合は、86.0パーセントでした。
- 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。
- 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（令和5年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(令和4年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国(再任用職員以外の職員)		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月分 (1.000)	0.775月分 (0.975)	1.975月分 (1.975)	0.655月分 (0.555)	0.395月分 (0.495)	1.050月分 (1.050)	1.200月分 (1.000)	0.950月分 (1.150)	2.150月分 (2.150)
12月期	1.200月分 (1.000)	0.925月分 (1.125)	2.125月分 (2.125)	0.655月分 (0.555)	0.445月分 (0.545)	1.100月分 (1.100)	1.200月分 (1.000)	1.050月分 (1.250)	2.250月分 (2.250)
計	2.400月分 (2.000)	1.700月分 (2.100)	4.100月分 (4.100)	1.310月分 (1.110)	0.840月分 (1.040)	2.150月分 (2.150)	2.400月分 (2.000)	2.000月分 (2.400)	4.400月分 (4.400)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。最も多くの職員に適用される支給割合は6月期が0.76月(0.96月)、12月期が0.91月(1.11)です。

2 ()内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 令和4年度支給実績

年間支給総額	支給職員数（令和4年12月）	1人当たりの平均支給年額
14,875,418千円	10,564人	1,408,124円

(参考) 令和5年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	41.0歳	平均年齢	33.8歳
平均給与月額 （給料＋扶養手当＋地域手当）	301,194円	平均給与月額 （俸給＋扶養手当＋地域手当等）	約295,100円
支給月数 （期末1.20月、勤勉0.835月）	2.035月	支給月数 （期末1.20月＋勤勉0.96月）	2.16月
平均支給額	624,178円	平均支給額	約637,300円

(注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和5年6月期）

鳥取県では、評価期間における勤務実績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務実績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

成績率	特定幹部職員	1	2	3	4	5
	その他の職員	123.5/100	108.5/100	103.5/100	81/100	54/100以下

(注) 成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（令和5年4月1日現在）

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勲奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント（最高20パーセント）の加算があります。

3 平成30年4月1日付で、以下のとおり調整率を引き下げる改正を行いました。

改正前	平成30年度以降
87/100	83.7/100

(退職手当の基本額)

区 分	自己都合	勲奨・定年・早期退職
勤 続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 25 年	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 35 年	39.7575月分	47.709月分
勤 続 40 年	44.7795月分	47.709月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	65,000円	11級	9級
第2号	59,550円	10級	8級
第3号	54,150円	9級	7級
第4号	43,350円	8級	6級
第5号	32,500円	7級	5級
第6号	27,100円	6級	4級
第7号	21,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 令和4年度支給実績

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
8,185,587千円 (7,737,120千円)	558人 (368人)	14,669,509円 (21,024,783円)

(注) ()内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (令和5年4月1日現在)

(算定方法)

$$\text{支給月額} = (\text{給料月額} + \text{管理職手当} + \text{扶養手当}) \times \text{支給率}$$

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

(ウ) 令和4年度支給実績

年間支給総額		35,901千円	
支給職員数		59人	
1人当たりの平均支給年額		608,476円	
支給対象地域 (主な該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等 (東京本部)	20%	31人	20%
大阪市等 (関西本部)	16%	16人	16%
名古屋市等 (名古屋代表部)	15%	2人	15%
その他派遣地域	12%	2人	12%
	10%	3人	10%
	6%	1人	6%
	3%	4人	3%
平均支給率	16.6%	—	16.6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.8 (95.8)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容 (令和5年4月1日現在) 及び令和4年度支給実績

年間支給総額		359,615千円			
1人当たりの平均支給年額		60,777円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		56.6%			
手当の種類 (手当数)		43種類 (知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類 (うち知事部局と重複する手当を除いたもの 16種類))			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	90千円	41人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務		744千円	90人
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務		1,569千円	137人
	職員 (医師を除く。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務	36千円	19人	
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	—	—	※職員数が少ないため、掲載していません。
勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務		月額11,000円	5,863千円	63人	
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	22,158千円	3,089人
		伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患者の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		

		新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務	日額3,000円 (患者等の身体に接触して行う業務又は1日の累計で1時間以上にわたり接して行う業務は日額4,000円)		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	9,806千円	47人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業(1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。)	月額5,500円	—	—
	職員	外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域で放射線を照射する作業	日額300円		※職員数が少ないため、掲載していません。
医療業務手当	医療政策課の医師並びに総合療育センターの医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,689千円	17人
	精神保健福祉センター、保健所等の医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間に行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	1,129千円	78人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	—	※職員数が少ないため、掲載していません。
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	306千円	10人
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	391千円	21人
	職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年学級担当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	—	—

	師				
取締等業務手 当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	日額600円	—	—
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務			
爆発物検査手 当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円	—	—
と畜検査等業務手 当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,790千円	21人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額1,200円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
狂犬病予 防等 業務手 当	職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	20千円	17人
		野犬等の殺処分業務	日額600円		
夜間看護手 当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	10,085千円	75人
潜水手 当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円	73千円	12人
特殊現場作 業手 当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	182千円	63人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
		河川等における魚の死骸処理作業			
家畜保健衛生業務手 当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	2,906千円	163人
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円		
有害物等取扱手 当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	39千円	3人
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手 当	職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
教員特殊業務手 当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額8,000円 (心身に著しい負担を与える業務の加算あり) 救急、補導業務の場合 日額7,500円	169,491千円	7,883人

	寄宿舎指導員	修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	1時間以上2時間未満 900円 2時間以上3時間未満 1,800円 3時間以上4時間未満 2,700円 4時間以上5時間未満 3,600円 5時間以上6時間未満 4,500円 6時間以上 5,400円 日額900円		
災害応急作業等手当	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務 航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	日額600円 (危険区域等の加算あり) 日額1,200円 (危険区域等の加算あり) 1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	1,050千円	42人
教育業務連絡指導手	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	43,621千円	987人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	6,257千円	731人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	15,761千円	535人
犯罪鑑識手	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	431千円	189人
交通捜査取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業 高速道路上において行う交通取締作業 上記以外の交通取締作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算 日額560円 (4時間未満60/100) 日額460円 (4時間未満60/100) 日額310円 (4時間未満60/100)	4,032千円	581人
死体取扱手	警察職員	検視作業 死体取扱作業	1体3,200円 日額1,600円 (特別な状態にある死体の加算あり)	24,778千円	1,013人
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,126千円	505人
緊急走行手	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
警備艇運航手	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	—
通信指令手	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	798千円	32人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで	33千円	22人

			1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)		
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	4,048千円	46人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業		1時間1,200円 (夜間等の加算あり)			
		航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)		
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
特殊危険物質処理作業手当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	5千円	7人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業、内閣総理大臣等の警護作業	日額1,150円	137千円	17人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器等犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器、クロスボウ(以下「銃器等」という。)を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	63千円	25人
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業			
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	22,152千円	477人
水上警戒業務手当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務	日額1,100円 夜間 日額1,650円	—	—
緊急呼出(加算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作	1回1,240円	906千円	136人

防疫等業務手当	警察職員	新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務	日額3,000円 (患者等の身体に接触して行う業務又は1日の累計で1時間以上にわたり接して行う業務は日額4,000円)	1,210千円	190人
---------	------	--------------------------------	--	---------	------

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容 (令和5年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。) + 定時制通信教育手当 + 特勤勤務手当に準ずる手当) × 12月] ÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当] × 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100)

上記以外の勤務 135/100 (同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和4年度	2,358,790千円	4,463人	528,521円
令和3年度	2,092,845千円	4,498人	465,283円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当等

区 分	制度内容 (令和5年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和4年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額10,000円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円 例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 6,500円 + イ 10,000円 + ウ 5,000円 = 21,500円	同じ		(総 額) 1,154,893千円 (職員数) 4,347人 (平 均) 265,676円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	異なる	家賃月額16,000円以下の場合には支給対象外、支給最高月額28,000円	(総 額) 690,604千円 (職員数) 2,238人 (平 均) 308,581円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・ 定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・ 定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・ 1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給	異なる	定期券が6月を超える場合は、通用期間の月数で除した額に支給単位期間の月数を乗じた額で支給 異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給 通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	(総 額) 854,987千円 (職員数) 8,408人 (平 均) 101,688円

	<p>駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算し支給。 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>	異なる	鳥取県独自の制度	
教職調整額	<p>義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100</p>			(総額) 819,611千円 (職員数) 4,887人 (平均) 167,713円
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額</p>	同じ	—	(総額) 737,795千円 (職員数) 1,026人 (平均) 719,098円
初任給調整手	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経年数増加に応じて減少する定額(最高月額308,600円)</p>	同じ	—	(総額) 144,262千円 (職員数) 77人 (平均) 1,873,529円
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給(算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額(加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)</p>	同じ	—	(総額) 57,896千円 (職員数) 133人 (平均) 435,309円
へき地手当等	<p>山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給(算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率(支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率(へき地手当に準ずる手当は1/100)</p>			(総額) 290千円 (職員数) 6人 (平均) 48,294円
定時制通信教育手当	<p>高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給(支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円</p>			(総額) 9,128千円 (職員数) 45人 (平均) 202,836円
特地勤務手当に準ずる手当	<p>生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給(算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合(支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合</p>	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
災害派遣手当	<p>災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給(算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額(基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内</p>	同じ	—	—
休日勤務手当	<p>休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給(算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100</p>	同じ	—	(総額) 196,600千円 (職員数) 508人 (平均) 387,007円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給(算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100</p>	同じ	—	(総額) 68,180千円 (職員数) 465人 (平均) 146,624円

宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1"> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>医師・歯科医師</td> <td>警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>4,400円</td> <td>21,000円</td> <td>7,400円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	4,400円	21,000円	7,400円	同じ	—	(総額) 303,878千円 (職員数) 948人 (平均) 320,546円
一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等								
4,400円	21,000円	7,400円								
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 18,043千円 (職員数) 299人 (平均) 60,345円						
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 357,248千円 (職員数) 5,341人 (平均) 66,888円						

(注) 「令和4年度支給実績」欄の「(総額)」は令和4年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和4年度支給職員数(一部は、令和4年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(令和5年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,153,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 60/100
副知事	908,000円		副知事 40/100
教育長	678,000円	(支給割合) (知事・副知事・教育長) 6月期 1.42月分 12月期 1.42月分 計 2.84月分	教育長 30/100 (支給時期) 最終退職時に支給(任期ごとの支給も可能) (1期の手当額) 知事 33,206,400円 副知事 17,433,600円 教育長 7,322,400円
議長	958,000円		
副議長	836,000円	(議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
議員	779,000円		

(注) 退職手当額は、令和5年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 令和4年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	13,836,000円	4,748,053円	18,578,053円
副知事	10,896,000円	3,757,144円	14,653,144円
教育長	8,190,000円	2,816,712円	11,024,712円
議長	11,496,000円	3,736,678円	15,232,678円
副議長	10,032,000円	3,260,818円	13,292,818円
議員	299,136,000円 (9,348,000円)	97,231,616円 (3,038,488円)	396,367,616円 (12,386,488円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(令和4年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,781,644千円	△453,368千円	261,834千円	14.70%	18.29%
工業用水道事業	641,359千円	△135,577千円	12,651千円	1.97%	1.80%
埋立事業	47,205千円	61,694千円	15,983千円	33.86%	11.56%

(イ) 予算 (令和5年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	31人	138,880千円	37,333千円	51,815千円	228,028千円	7,356千円
工業用水道事業	2人	8,831千円	3,606千円	3,156千円	15,593千円	7,797千円
埋立事業	2人	9,072千円	2,028千円	3,382千円	14,482千円	7,241千円

(注) 1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	49.5歳	365,539円	533,122円
	団体平均	45.0歳	354,032円	550,346円
工業用水道事業	鳥取県	31.5歳	247,800円	326,978円
	団体平均	44.5歳	347,296円	528,656円
埋立事業	鳥取県	46.5歳	359,150円	600,604円
	団体平均	44.9歳	362,986円	552,766円
県（一般行政職）		43.0歳	317,487円	389,212円

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

2 団体平均の数値は、令和4年4月1日現在です。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

4 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

5 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況 (令和5年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数 (令和4年12月)	1人当たりの平均支給額
53,736千円	36人	1,492,644円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
76,213千円 (76,213千円)	4人 (4人)	19,053,124円 (19,053,124円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和4年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和4年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		195千円			
1人当たりの平均支給年額		16,225円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		33.4%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		3種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	195千円	86人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		

		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	—

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和4年度	9,550千円	31人	308,049円
令和3年度	10,410千円	33人	315,439円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(令和5年4月1日現在)	(13)の方 の制度と の異同	(13)の方 の制度と異 なる内容	令和4年度 支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額10,000円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 5,736千円 (職員数) 23人 (平 均) 249,391円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り 受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 2,747千円 (職員数) 10人 (平 均) 274,640円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師) の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額308,600円)	同じ	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する 職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算し支給。 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている 職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担 することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加す ることを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 3,285千円 (職員数) 29人 (平 均) 113,259円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 4,320千円 (職員数) 5人 (平 均) 864,000円
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送 ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円か	同じ	—	— ※職員数が少ないため 掲載していません。

	ら70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）			
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額+扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,400円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,200円）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合）	同じ	—	—

(注) 「令和4年度支給実績」欄の「(総額)」は令和4年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和4年度支給職員数（一部は、令和4年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（令和4年度）

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	28,465,131千円	1,511,074千円	12,242,451千円	43.0%	42.6%

(イ) 予算（令和5年度）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	1,329人	5,048,434千円	3,521,344千円	1,897,094千円	10,466,872千円	7,876千円

(注) 1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数を含みません。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病院局	36.6歳	306,554円	473,143円
県（一般行政職）	43.0歳	317,487円	389,212円

ウ 職員の手当の状況（令和5年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和4年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,695,350千円	1,341人	1,241,559円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
587,401千円 (479,662千円)	114人 (23人)	5,152,640円 (20,854,833円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。
(令和4年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。
(令和4年度支給実績)

年間支給総額		430,424千円			
1人当たりの平均支給年額		356,311円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		87.1%			
手当の種類(手当数)		7種類(うち一般行政職の職員と共通のもの3種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	21千円	8人
放射線取扱手当	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	4,092千円	158人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	112,624千円	1,231人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	職員	新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務	日額3,000円 (患者等の身体に接触して行う業務又は1日の累計で1時間以上にわたり接して行う業務は日額4,000円)		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長 (3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長 (2級の職務にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	55,902千円	191人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円	—	—
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回6,800円 (月の勤務全て深夜勤務 1回9,200円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,300円 (月の勤務全て深夜勤務 1回4,500円) 2時間以上4時間未満 1回2,900円 (月の勤務全て深夜勤務	225,812千円	1,659人

			1回4,100円 2時間未満 1回2,000円 (月の勤務全て深夜勤務 1回3,200円) (特別事情の加算あり)		
	病院に勤務する 医師、助産師、 看護師及び准看 護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別 な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		
災害応急作 業等手当	災害医療派遣チ ームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等によ り重大な災害が発生し、又は発生するおそ れの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の 業務	1時間1,200円	—	—
救急医療機 関勤務臨時 手当	看護師等	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤 務する看護師等	看護師 月額10,300円 看護師以外 月額2,500円	31,975千円	1,157人

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和4年度	1,129,203千円	1,321人	854,810円
令和3年度	1,110,449千円	1,275人	870,940円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(令和5年4月1日現在)	(13)の方 の制度と の異同	(13)の方 の制度と異 なる内容	令和4年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額10,000円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 122,407千円 (職員数) 479人 (平 均) 255,547円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 132,362千円 (職員数) 443人 (平 均) 298,785円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する 職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職 員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担する ことを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当 たり3千円を上限とする。)を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加する ことを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 83,273千円 (職員数) 879人 (平 均) 94,736円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 54,215千円 (職員数) 67人 (平 均) 809,177円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準 を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額308,600円)	同じ	—	(総 額) 549,122千円 (職員数) 150人 (平 均) 3,660,808円

院長 月額171,200円												
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。								
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 162,979千円 (職員数) 403人 (平均) 404,413円								
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 84,917千円 (職員数) 699人 (平均) 121,483円								
宿日直手当	勤務時間外に、入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医師 歯科医師</td> <td>看護師長等</td> <td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士</td> <td>緊急の事務処理等</td> </tr> <tr> <td>21,000円</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> </tr> </table> (注) 執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、9,150円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、3万1,500円)を超えない範囲内において支給。	医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等	21,000円	6,100円	6,100円	6,100円	異なる	入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的として支給	(総額) 54,237千円 (職員数) 175人 (平均) 309,922円
医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等									
21,000円	6,100円	6,100円	6,100円									
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	(総額) 5,817千円 (職員数) 52人 (平均) 111,866円								

(注) 「令和4年度支給実績」欄の「(総額)」は令和4年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和4年度支給職員数（一部は、令和4年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(17) フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45歳	205,661円	232,480円

イ 職員の手当の状況（令和5年4月1日現在）

(ア) 期末手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和4年12月）	1人当たりの平均支給年額
134,584千円	332人	404,154円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
15,032千円	50人	300,634円

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和4年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
8,958千円	21人	426,571円

(エ) 特殊勤務手当
(制度内容) (13)のエと同じです。
(令和4年度支給実績)

年間支給総額		17,276千円			
1人当たりの平均支給年額		86,380円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		5.5%			
手当の種類(手当数)		5種類(うち一般行政職の職員と共通のもの4種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思日額1,200円)	6千円	15人
放射線取扱手	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	225千円	37人
防疫等業務手	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る業務は、日額3,000円(管理者の認める場合は4,000円)	6,224千円	1,274人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務			
医療業務手	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	4,878千円	252人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円	—	—
夜間看護等手	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回7,300円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回9,700円)	545千円	123人
			一部深夜勤務 4時間以上 1回3,550円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回4,750円) 2時間以上4時間未満 1回3,100円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回4,300円) 2時間未満 1回2,150円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回3,350円) (特別事情の加算あり)		
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		
災害応急作業等手	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間1,200円	—	—
救急医療機関勤務臨時手	看護師等	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等	看護師 月額10,300円 看護師以外 月額2,500円	5,398千円	1,958人

(オ) 時間外勤務手当
 (制度内容) (13)のオと同じです。
 (支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和4年度	43,655千円	338人	129,157円
令和3年度	46,267千円	340人	136,079円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (令和5年4月1日現在)	(13)の力の 制度との 異同	(13)の力の 制度と異 なる内容	令和4年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額10,000円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円	—	—	—
住 居 手 当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	—	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職 員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担する ことを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当 たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加する ことを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 17,314千円 (職員数) 268人 (平 均) 64,607円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員 (管理職員) に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	—	—	—
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師) の給与水準 を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額 (最高月額308,300円) 院長 月額170,900円	同じ	—	(総 額) 12,802千円 (職員数) 21人 (平 均) 609,619円
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送る ことによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から 70,000円までの範囲内 (交通距離が100キロメートル未満の場合 は加算なし)	同じ	—	—
休 日 勤 務 手 当	休日 (国民の祝日及び年末年始) において、正規の勤務時間中に勤 務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総 額) 7,952千円 (職員数) 88人 (平 均) 90,364円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間が深夜 (午後10時から翌日の午前5時まで) にわた る職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総 額) 1,404千円 (職員数) 12人 (平 均) 117,000円
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部と の連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行っ た場合に支給 (支給額) 医師又は歯科医師 勤務一回当たり21,000円 (宿日直勤務の時 間が5時間未満の場合は、10,500円) 看護師長、医療技術職、事務職 勤務一回当たり6,100円 (宿 日直勤務の時間が5時間未満の場合は、3,050円)	同じ	—	(総 額) 7,198千円 (職員数) 20人 (平 均) 359,900円

管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （1）週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （2）平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	—
----------------	---	----	---	---

（注）「令和4年度支給実績」欄の「（総額）」は令和4年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和4年度支給職員数（一部は、令和4年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

（1） 職員の勤務時間（令和5年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

（2） 職員の年次有給休暇の取得状況（令和4年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	令和4年	令和3年
一般行政職員	12.5日	12.5日
教員	13.9日	12.5日
警察官	14.6日	12.8日

（注）一般行政職員は、知事部局の状況です。

（3） 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和4年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	令和4年度	令和3年度
一般行政職員	17.4時間	15.5時間
警察官	18.1時間	17.5時間

（注）1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

（4） 特別休暇等の制度概要（令和5年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 （有給）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（体外受精又は顕微授精等が含まれる場合にあっては、10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間）	国は、5日の範囲内（体外受精及び顕微授精に係る通院等がある場合にあっては、10日の範囲内）
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経	国と同じ